

■ CASA20年とこれからの課題

CASA 代表理事 山村恒年

■ CASAの地球温暖化問題の取り組み

1988年に設立されたCASAは、設立直後の89年7月には外務省・環境庁に、「かけがえのない地球を守るために共同行動10項目」を申し入れました。その年の9月、全国公害患者と家族の会、地球の友・日本などとの共催で、9ヶ国の海外代表を招いて国際シンポジウムを開催しました。

90年には、IPCCのワシントン総会やジュネーブの世界気候会議に、私がCASA代表として参加し、世界のNGOの代表として30分間の意見表明をしました。92年の地球サミットや02年のヨハネスブルグサミットには、他のNGOや団体とともに代表団を組んで参加しました。地球温暖化問題では、条約が出来る前の政府間交渉会議(INC)から代表を派遣し、95年からの締約国会議(COP)にも、欠かさず代表を派遣してきました。

地球温暖化問題に取り組む世界の環境NGOのネットワークであるCAN(気候行動ネットワーク)にも、CASAは、90年に日本のNGOとしては最初に加盟しています。

また、地球環境大学、気候変動研究会などで市民の啓発をはかるとともに、日本における温室効果ガス削減の可能性の検討についても研究・提言活動を行い、さらに環境教育教材「地球温暖化」やCD-ROM版資料集「地球温暖化」等の開発・普及などの活動も行ってきました。

■ 社会意識変われども実践ともなわず

スターン・レビュー、アル・ゴアの「不都合な真実」、IPCC第4次評価報告書などを契機に、日本国内でも、温暖化問題に対する関心が急速に高まってきているように思います。

経済界もこれに対応せざるを得なくなってきた

て、「エコ」を宣伝に利用することや、省エネ技術の開発などが進められてきています。

しかし、削減枠をもった排出量取引や環境税などの排出規制強化には、常に反対をしています。そのため日本の排出総量は、削減どころか90年比で6%も増加してしまっています。このままでは、京都議定書の6%削減の目処がたたず、数字合わせのために、CO₂排出超過量を排出量取引でロシアなどから余剰排出枠を買わなければならないことは明らかです。現在CO₂は1トン23000円程度ですが、達成期限時には暴騰して6000円くらいになるかもしれません。そのとき日本は、この巨大な費用を税金で賄うことになります。



■ 似ている温暖化対策と健康対策

政府は温暖化対策法を改正したり、いろいろな政策を実施しています。それでもCO₂の排出が減らないのは何故でしょうか。

これを人の健康対策と比較してみましょう。今、「メタボ対策」が盛んです。ダイエットや朝食をバナナに切り替えたり、ジョギングしたり。それでも毎日3食、ごはんも毎日お茶碗3杯以上という人が多数います。50代以上は運動量も少なく、ストレス解消のため外での飲酒も多い。これではメタボは解消できません。

これは総合的な健康アセスメントを欠いているからです。健康には食事だけでなく、運動量とその質、趣味やレジャー、仕事・飲酒量等々

について総合的アセスメントが必要です。私事ですが、私は毎朝10分の運動のあと、40回の腕立て伏せを行っています。1日のごはんは茶碗1杯で、野菜を多く食べるようにしています。温暖化対策にもこうした総合的なアセスメントが必要なのです。

■政府の温暖化対策はどうか

大きく分けて次のようなものがあります。

- ①温暖化ガス排出削減対策(環境省主管)
 - ②エネルギー政策、産業政策(経産省主管)
 - ③交通等社会資本整備政策(国交省主管)
 - ④森林(吸収)政策(農水省)
- ①ないし③は排出削減、④はCO₂吸収政策です。

日本の温室効果ガスの排出は、主に企業、公共団体などで、①～③の対策が極めて重要です。しかし、運輸交通部門や民生部門からの排出量が増加しています。

その原因は何でしょうか。企業が営業成績を上げるため、エネルギー消費を増やす便利な新製品を開発し、メディアを通じて宣伝・販売するからです。テレビ、ゲームやパソコン等のIT製品、家電製品の大型化などの、製品需要増大政策、企業の大量生産、大量消費政策の結果が、民生や運輸からのCO₂の増加をもたらしています。これは政府の政策がタテ割で、総合的な温暖化対策がなされていないためです。

■これからの課題温暖化リスクアセスメント

健康でも、温暖化についてもリスクアセスメントが不可欠です。リスクが現実のものとなってからでは遅いのです。しかし、現在のようなタテ割行政のタテ割りのリスクアセスメントでは、対応不可能です。

では、リスクアセスメントをCO₂削減にどう活かすべきなのでしょう。少なくとも次の2

つの案があります。

- ①政府・自治体による規制と政策改革
- ②市民の自律的選択による抑制

①は、政府が新しい政策を考へるときに、温暖化アセスメントを義務づけたり、企業が温暖化ガスを増加させる便利な新製品を開発する際に温暖化アセスメントを義務づけたりすることです。消費の宣伝広告によるマインドコントロールを規制することも必要です。

②は、①におけるアセスメントを公表し、その表示を義務づけ、市民が温暖化防止の選択をしやすい制度を作った上で、市民自らが排出抑制の行動を取ることです。

政府の各種の経済・産業政策や国土開発政策についても以上のような温暖化リスクアセスメントを実施させることが必要不可欠です。

■環境NGOのこれからの課題

環境NGOの課題は、地球温暖化対策に限らず、その他の環境対策についても、こうした大局的な面から分析、提言し続けることだと思います。また、市民に対しては現状のシステムの問題点やその原因、また解決策(代替案)を示していくことも必要です。さらに、市民がリスクアセスメントに基づいて、自律的に行動をする際の判断材料となる情報やノウハウを開発することも環境NGOの課題だと思います。

たとえばドイツのアーヘンでNGOが提案した太陽光発電の買取補償制度のモデルは世界各国に広がり、エネルギーの世界を変えようとしています。

このように政府の政策に頼るだけでなく、市民が、環境によりベターな政策を提言し、自らが環境にやさしい選択や行動ができるような仕組みを創ることも必要です。そのために、共に考え、行動しましょう!